

令和7年度 上越市立南川小学校いじめ防止基本方針

1 はじめに

- ・いじめ防止対策推進法13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。
- ・学校は、児童にとって安心で安全な場所でなければならない。当校では、いじめについて児童や担任が気付き、いじめとして認知し対応したケースが過去に見られた。「いじめは、本校のどの学級でもいつでも起こりうる」「いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない」という認識を再確認する必要がある。
- ・いじめは、人格を傷つけ、時に命を奪う、人として決して許されない行為である。当校の全校児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、南川小学校は、全力を挙げていじめのない学校づくりに取り組んでいく。

2 いじめの定義、いじめ類似行為の定義

- (1) 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- (2) 「いじめ類似行為」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。

※蓋然性（蓋然性）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

※具体的ないじめ類似行為の例

インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、被害児童生徒がそのことを知られずにいたとしても、その行為を本人が知った時に、嫌な思いをする可能性が高い場合等

3 いじめ防止等の基本的な方向

(1) いじめに対する基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校・学級にもいつでも起こる可能性があることを踏まえ、学校の教育活動全体を通じて、すべての児童に「いじめは絶対に許されないこと」、また「いじめられている児童を守り抜くこと」を表明し、その理解を促していく。そのためには、いじめの未然防止、早期発見、即時対応の具体的な対策を計画的・継続的に、校長のリーダーシップのもと、学校は組織として取り組んでいく。

また、いじめ問題の早期解決の重要性について、地域、家庭へも認識を広め、学校を含めた三者が一体となって取り組んでいく。

(2) いじめの防止等に関する取組方針

- ① いじめの防止等の取組を、いじめの未然防止、早期発見、即時対応を柱として、計画的かつ迅速に行う。
- ② いじめの防止等に関する取組の年間計画を作成する。
- ③ 「取組評価アンケート」を活用して、実態を把握し、取組の見直しを定期的に行う。
- ④ 校内研修等において、学校いじめ防止基本方針に対する職員の共通理解を図るとともに、いじめに対する意識啓発と、いじめ防止の取組に対する資質を向上させる。

(3) いじめの防止等の対策に関する組織の設置及び取組

① 設置の目的

いじめ防止対策推進法の第22条を受け、本校には、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うために、「校内いじめ・不登校対策委員会」による、いじめの防止等の対策に関する組織（以下「組織」という。）を設置する。

② 構成員

校長・教頭・教務主任・該当学年主任・生活指導主任・学級担任・養護教諭・特別支援コーディネーター・入級教科担当者

※必要に応じて、学校訪問カウンセラー、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、その他の関係者を加え、組織を拡充する。

③ 役割内容

- ア 当校のいじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- イ いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ウ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- エ いじめの疑いにかかわる情報があった時には緊急会議を開いて、いじめ等の情報の迅速な共有、関係児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(4) 地域・保護者との連携

(保護者の責務等) いじめ防止対策推進法第9条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

①保護者への意識啓発

- ア P T A 総会において、学校基本方針といじめの防止等に関する保護者責務等、具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。（4月）
- イ 保護者懇談会を各学級で年間3回実施する。（1、2、3学期各1回）
- ウ 保護者に学級の具体的な様子をおたより等で定期的に伝える。
- エ 「いじめ見逃しぜロスクール集会」を保護者に公開する。（11月）

②情報発信及び基本方針の周知（学校だより、HPの活用）

③いじめの未然防止にかかわり学校運営協議会、青少年育成会議、振興会等との連携

(5) 関係機関等との連携

- ①市教育委員会、警察、児童相談所、民生児童委員等との連携
- ②スクールカウンセラーの定期的訪問
- ③頸城中学校区の小・中学校の連携強化、南川小学校と保育園の連携強化

*いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談するものとし、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときや被害生徒又は保護者の加害側に対する処罰感情が強いときには、直ちに警察に通報し、適切に援助を求めるものとする。

4 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止のための取組

- ①道徳教育の充実（教育計画・道徳の年間計画）

(規範意識の高まり 不正を見抜く力の育成 保護者への授業公開)

②人権教育、同和教育の充実 (教育計画・人権教育、同和教育全体計画)

③社会性の育成

ア 異学年交流

- ・異学年グループ「ふれあい班」や清掃班での活動を通して、自他の違いやよさを認め合い、相手を思いやる心をもって自分の役割を果たしたり活躍したりできる人間関係を育成する。

イ 互いに認め合う集団づくり

- ・各学級では、年間を通じて個に応じた役割(当番・係活動等)を担う場を保証し、互いのよさを認め合ったり賞賛し合ったりする活動等を実施する。

ウ 授業

- ・授業では、相手の立場や考えを尊重して聞いたり話したりすることを大切にする。
- ・安心して間違い、分からぬことをみんなで分かろうとする学び合いの授業づくりを進め、コミュニケーション能力を育成する。
- ・特別支援教育の視点に立った学習指導の展開に努める

④特別活動

ア 相手の立場になって考え、互いを大切に気持ちよく過ごすための配慮と、かかわりのスキルを学び、実践できるようにする。

⑤行事

ア あいさつ運動を実施し、良いあいさつができる児童を認め、励ます。

イ 児童会活動では、「ふれあい班」での活動を中心に行い、年間を通じて継続的な活動を行うことで、「思いやり」や「協力」の心を育てる。

ウ 6月と10月を「いじめ見逃しゼロ強調月間」とし、児童主体の運動も推進する。

エ 児童主体によるいじめ防止と根絶(いじめ見逃しゼロスクール集会)に向けた運動を行う。(11月)

オ 中1ギャップ解消の取組

- ・6年生は他の学校の仲間と一緒に活動しながら、心の触れ合いを深める「頸城中学校区の集会」に参加する。

カ ふれあい班での活動

- ・年間を通じて異学年集団である「ふれあい班」での活動・ふれあい遠足等を実施し、児童相互の交流を深める。

⑥日常的な職員間の連携・情報交換

ア 年3回の「子どもを語る会」や終礼後の「子どもを語る会(情報交換会)」を実施し、指導や児童の共通理解と情報交換を実施する。生徒指導部会を月1回行う。

⑦情報モラル教育

ア インターネット上の情報の取り扱い方によっては、重大な人権侵害に当たることがあることを理解させる。

(2) いじめの早期発見のための取組(いじめ防止対策推進法第16条)

①いじめ相談・通報窓口の設置

ア 校内に校長を長とするいじめ相談・通報窓口を設置する。

②定期的なアンケート等の実施

ア 早期に発見するため、毎月の「学校生活ふりかえりアンケート」、年2回の「学校評価アンケート」を実施する。

③教育相談の充実(いじめ防止等のための年間計画)

ア 担任は、日頃の全児童との交流を心がける。また、毎月のアンケート結果を踏まえて教育相談を行う。

④日常の児童の観察と交流

- ア 様々な機会を通じて、児童との心の通う声掛けや交流に努め、学校生活の様子を観察し、変化を多面的にとらえる。
- イ 学校訪問カウンセラーが毎週来校し、児童及び保護者との相談体制を作る。
- ウ 家庭とも連携し、ネット上のいじめに対応する。
 - ・全学年で情報モラル教育を実施する。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。

⑤健康観察の充実

- ア 担任を始め、全職員で児童の観察を細やかに行い、変容に敏感に対応する。
- イ 「子どもと共に1・2・3運動」を確実に行い、早期発見・早期対応に努める。

(3) いじめへの即時対応の取組

- | | |
|-----------------|---------------------|
| ①市教育委員会への報告 | ⑤いじめられている児童の保護者への対応 |
| ②組織を活用した状況調査 | ⑥いじめをしている児童の保護者への対応 |
| ③いじめられている児童の保護 | ⑦その他の児童に対する対応 |
| ④いじめをしている児童への指導 | |

5 重大事態への対応

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- ①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ア 児童が自殺を企図した場合
 - イ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ウ 金品等に重大な被害を被った場合
 - エ 精神性の疾患を発症した場合等
- ②いじめにより、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間30日を目安とする。一定期間連続して欠席しているような場合なども含む）があると認めるとき。
 - ③ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

(2) 重大事態発生時の対応

- ①市教育委員会への報告を行い、その事案の調査を行う主体等について指導・助言を受ける。必要に応じてJASTの支援を得る。
- ②学校が調査主体となった場合の対応は次の通りとする。
 - ア 組織による調査体制を整える。
 - イ 組織で事実関係を明確にするための調査を実施する。
 - ウ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
 - エ 調査結果を市教育委員会に報告する。（市教育委員会→市長へ報告）
 - オ 市教育委員会の指導・助言を受けながら必要な措置をとる。
- ③学校の設置者が調査主体となった場合の対応は次の通りとする。
 - ア 設置者の調査組織に必要な資料提出など、調査に協力する。
- ④児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。
- ⑤いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とはしない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の2つの要件が満たされていることを必要とする。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること…いじめを受けた児童に対する心理的または物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を過ぎていること。（この目安にかかるわらず市教育委員会又は学校の判断により、長期の期間を設定す

ることもある)

- イ いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと…いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。その児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。「解消している状態」に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は日常的に注意深く観察をする。

6 学校評価と基本方針の改善

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C A サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ、教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施(7月・12月)し、校内いじめ・不登校対策委員会で取組の検証を行う。

(令和2年 新潟県条例第59号 令和2年12月25日公布)

新潟県いじめ等の対策に関する条例 より

(学校及び学校の教職員の責務)

第7条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体で、いじめ等の対策を推進するとともに、当該学校に在籍する児童等へのいじめ等があったと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第8条 保護者は、基本理念にのっとり、いじめ等の対策、インターネットを通じて送信される情報の特性等について自ら学び、その保護する児童等がいじめ等を行うことのないよう、当該児童等に対し、他者を思いやる意識の醸成を図るとともに、規範意識を養うための教育その他の必要な教育を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、基本理念にのっとり、その保護する児童等がいじめを受けた場合は、適切に当該児童等をいじめから保護するとともに、その保護する児童等が在籍する学校でいじめ等があった場合は、いじめ等の事実に向き合い、解決に向けて協力するものとする。

3 保護者は、県、市町村、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ等の対策に協力するものとする。

(児童等の役割)

第9条 児童等は、基本理念にのっとり、自らを大切にし、一人一人の違いを理解し、及び互いを尊重するとともに、その発達段階に応じて、インターネットを通じて送信される情報の特性に対する理解を深めるよう努めるものとする。

2 児童等は、基本理念にのっとり、いじめ等を発見した場合又はいじめ等が行われている疑いがあると思われる場合は、傍観することなく学校及び学校の教職員、保護者その他の関係者に相談するよう努めるものとする。